

海軍省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰ギ併セテ樞密院ノ議ニ付セ

ラレムコトヲ請フ

昭和十五年十月二十六日

内閣總理大臣公爵近衛文麿



内閣

閣

勅令第 號

海軍省官制中左ノ通改正ス

第六條中「八局」ヲ「九局」ニ、「軍務局」ヲ「軍務局兵備局」ニ改ム

第八條 軍務局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 海軍軍備其ノ他一般海軍軍政ニ關スル事項
- 二 艦船、部隊、官衙及學校ノ建制及勤務ニ關スル事項
- 三 艦船及部隊ノ編制及役務ニ關スル事項
- 四 軍紀風紀ニ關スル事項
- 五 演習ニ關スル事項
- 六 檢閲ニ關スル事項
- 七 儀式、禮式、服制及旗章ニ關スル事項

八 艦船及兵器其ノ他ノ軍需品一般ニ關スル事項  
九 戒嚴及防衛ニ關スル事項

第九條 軍務局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國防政策ニ關スル事項

二 國際的規約及遣外員ニ關スル事項

第九條ノ二第四號ヲ削ル

第九條ノ三 軍務局第四課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國防思想ノ普及ニ關スル事項

二 軍事關係團體ノ指導ニ關スル事項

第九條ノ四 兵備局第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第九條ノ五 兵備局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 出師準備ニ關スル事項

二 國家總動員一般ニ關スル事項

三 兵器ノ他ノ軍需品ノ整備ニ關スル事項

四 徵發ニ關スル事項

五 水陸諸設備ニ關スル事項

第九條ノ六 兵備局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 軍需工業動員ノ統制ニ關スル事項

二 物資ノ生産力擴充ノ統制ニ關スル事項

三 勞力及物資ノ需給調整ニ關スル事項

四 軍需品生産ノ指導ノ統制ニ關スル事項

五 技術ノ統制ニ關スル事項

六 資源ノ調査及利用ニ關スル事項

第九條ノ七 兵備局第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 港務ニ關スル事項

二 運輸ニ關スル事項

三 通信ニ關スル事項

四 水路及海上保安ニ關スル事項

五 船舶ノ調査及利用ニ關スル事項

六 通商保護ニ關スル事項

別表中軍務局ノ項ヲ左ノ如ク改ム

務 軍	長 中少將	第一課	長 大中佐	局	中少佐 (内兼務一)
		第二課	長 大中佐		(内兼務二)
		第三課	長 機關大中佐		機關中少佐

1. 3

局 備 兵	長 中少將	第四課	長 大中佐	員	中少佐 (内兼務一)
		第一課	長 大中佐		(内兼務二)
		第二課	長 大中佐		(内兼務三)
		第三課	長 大中佐		主計中少佐

同表中「合計 三百人 内兼務十四人」ヲ「合計 三百四人 内兼務十四人」ニ改ム

同表備考第五號中「軍務局局員中ノ兼務局員ハ電信課課員並ニ海軍艦政本部及海軍航空本部ノ部員又ハ出仕ノ兼務」ヲ「軍務局局員中ノ兼務局員ハ海軍航空本部ノ部員又ハ出仕ノ兼務、兵備局局員中ノ兼務局員ハ電信課課員及海軍艦政本部ノ部員又ハ出仕ノ兼務」ニ改メ同表備考ニ左ノ一號ヲ加フ

七 當分ノ内軍務局第二課長及第四課長並ニ兵備局長及兵備局  
第三課長ハ他ニ本職アル者ノ兼務トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本國中華民國國間基本關係ニ關  
スル條約締結及關係公文交換ノ件  
右謹テ上奏シ恭シク  
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付  
セラレムコトヲ請フ

昭和十五年十一月十五日

内閣總理大臣齋近衛文磨

